

令和5年度
事業計画書

障害者支援施設 光風園

目 次

1 事業運営計画	-----	P 1
2 実施施策の令和5年度行動計画	-----	P 4
(1) 職員が働きやすくやりがいを感じられる職場づくり	-----	P 4
(2) 利用者の生活を支えるサービスの質の向上	-----	P 8
(3) 安定的で持続的な経営基盤の確立	-----	P 11
3 目標利用率	-----	P14
4 固定資産物品購入計画	-----	P14
5 修繕計画	-----	P14
6 大規模修繕計画	-----	P15

1 事業運営計画

事業の種類及び利用定員	
1	障害者支援施設
(1)	施設入所支援 75名
(2)	生活介護 105名
2	短期入所 4名
3	共同生活援助 22名
4	相談支援
運営方針	
1	障害者支援施設
(1)	利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、利用者の能力や特性、環境などに即した適切な介護や支援を行うものとする。
(2)	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたった福祉サービスを提供するよう努めるものとする。
(3)	できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
(4)	提供する福祉サービスの点検と評価を定期的、継続的に実施するなど必要な措置を講じ、さらなる福祉サービスの質の向上を目指すものとする。
(5)	極めて公共性・公益性の高い事業に取り組んでいることから、事業の持続的発展を図るために、安定的な経営と福祉サービスを支える人材の育成に努めるものとする。
(6)	「島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月21日島根県条例第76号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。
2	短期入所
(1)	利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、利用者の能力や特性、環境などに即した適切な介護や支援を行うものとする。
(2)	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたった福祉サービスを提供するよう努めるものとする。
(3)	できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
(4)	提供する福祉サービスの点検と評価を定期的、継続的に実施するなどの必要な措置を講じ、さらなる福祉サービスの質の向上を目指すものとする。
(5)	極めて公共性・公益性の高い事業に取り組んでいることから、事業の持続的発展を図るため、安定的な経営と福祉サービスを支える人材の育成に努めるものとする。
(6)	「島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月21日島根県

条例第 76 号) に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

3 共同生活援助

- (1) 利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から利用者の能力や特性、環境などに即した適切な介護や支援を行うものとする。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたった福祉サービスを提供するよう努めるものとする。
- (3) できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- (4) 提供する福祉サービスの点検と評価を定期的、継続的に実施するなど必要な措置を講じ、さらなる福祉サービスの質の向上を目指すものとする。
- (5) 極めて公共性・公益性の高い事業に取り組んでいることから、事業の持続的発展を図るため、安定的な経営と福祉サービスを支える人材の育成に努めるものとする。
- (6) 「島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成 24 年 12 月 21 日島根県条例第 75 号) に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

4 相談支援

〔指定一般相談支援〕

- (1) 利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- (2) 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立った指定地域相談支援事業を行うものとする。
- (3) 自らその提供する指定地域相談支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (4) 前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 24 年厚生労働省令第 27 号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定地域相談支援を実施するものとする。

〔特定相談支援・障害児相談支援〕

- (1) 利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- (2) 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行うものとする。
- (3) 前二号のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法

律第 123 号) 及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 24 年厚生労働省令第 28 号) 及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 24 年厚生労働省令第 29 号) に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定計画相談支援等を実施するものとする。

職種別職員配置

1 障害者支援施設・短期入所

職種	正規職員	準職員	非常勤職員	合計
施設長	1			1
事務職員	2	1	0.8	3.8
栄養士	1			1
調理員	2	3	2.6	7.6
自立支援課長	1			1
サービス管理責任者	4			4
生活支援員	17	30	9.6	56.6
看護職員	3			3
夜間支援員			1	1
警備従事者			1	1
用務員等			1.7	1.7
合計	31	34	16.7	81.2

2 共同生活援助

職種	正規職員	準職員	非常勤職員	合計
管理者	(1)			(1)
サービス管理責任者	(2)			(2)
生活支援員	1	2	0.8	3.8
夜間支援員			1	1
世話人			5.1	5.1
合計	1(3)	2	6.9	9.9(3)

3 相談支援

職種	正規職員	準職員	非常勤職員	合計
管理者	(1)			(1)
相談支援専門員	1	1		2
合計	1(1)	1		2(1)

縣市町村等からの受託、補助事業等

- 1 島根県強度行動障がい(児)者処遇支援体制整備事業
- 2 出雲市地域生活支援事業(日中一時支援事業)

3 ささえ愛サポート（出雲市地域生活支援拠点等整備事業）
4 相談支援事業（出雲市）
5 障がい支援区分認定調査業務（出雲市）
6 避難行動要支援者避難プラン作成業務（出雲市）
地域における公益的な取組
1 地域福祉の向上を目的とした地元中学生を対象とする「あいサポート運動」の実施
2 地元保育園・幼稚園との芋掘り交流体験の実施

2 実施施策の令和5年度行動計画

(1) 職員が働きやすくやりがいを感じられる職場づくり

ア 福祉・介護業界のイメージアップを図り、多様な働き方を推進する。

実施施策	効果的な職員募集による職員確保と定着
取組の方向性①	職員募集要項には労働条件などの優位性を積極的に盛り込み、関係各所へ幅広く周知する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌等の採用情報に準職員の賃金体系や実務者研修の資格取得支援、正規職員への登用など準職員の優位性を積極的に盛り込む。 トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校や関係性のある団体などを個別に訪問し、ポスターの掲示やチラシの設置依頼を継続的に行う。また、先方のイベントなどへの参加・協力を積極的に行い、協力関係を維持する。
取組の方向性②	実習生に対して、ボランティア依頼などにより関係性の継続を図ることで、将来的な職員確保に繋げる。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 依頼先のニーズを把握して内容を充実させ、受入枠を拡大する。 実習終了者との関係を維持するため、年間を通じてボランティア依頼や広報物、採用情報等の送付を行う。
取組の方向性③	非正規職員については、多様な働き方を推進することにより、人材確保と定着に繋げる。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 面談等を通して、非正規職員に勤務形態等の希望の聞き取りを行い、常勤での勤務を希望する者については、希望者をリスト化した上で、計画的に準職員への移行を勧める。 支援技術や就労意欲の向上を図るため、非正規職員を研修や会議等へ積極的に派遣する。

実施施策	魅力ある施設づくりと情報発信の強化
取組の方向性①	ホームページに「働く人の声」を掲載し、職場の雰囲気などを積極的に届けていく。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 職務内容や雰囲気などを広く伝えるため、ホームページ及び事業団公

	<p>式インスタグラムに「働く人の声」を定期的に掲載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的な情報発信に繋げるため、広報の発送先について検証を行う。
取組の方向性②	<p>強度行動障がい（児）者特別支援体制整備事業を光風園のフラッグシップと位置付けて事業強化し、内外への更なる周知を図る。</p>
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援の手法を高いレベルで共有するため、園内部署単位での研修や取組を実施する。 事業の認知度と実効性を高めるため、職員派遣による現地指導及びWebを活用したオンライン指導を含めた研修の拡大を進める。 更なる周知を図るため、ホームページに事業内容や活動実績を掲載する。また、適時の更新を行う。
取組の方向性③	<p>地域イベントへの積極的参加や研修などへの講師派遣を推進し、地域福祉の中で先進・主導的役割を担う。</p>
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 緊急短期入所の受入を行ったり、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談を行ったりすることで、ささえ愛サポート（出雲市地域生活支援拠点等整備事業）に協力するとともに、次年度以降の協力体制について検討し、必要な整備を進める。 公民館等と積極的に連携し、福祉研修会等のイベントを実施したいが、コロナ禍のため、オンラインによる福祉研修動画の配信等の代替策を公民館等と模索する。 施設の認知度を高めるため、感染症対策が可能な地域行事（クリーン作戦、地域の祭りの開催準備等）へは積極的に参加する。

イ OJT 制度を中核に職員一人ひとりを育成し、チームケアを推進する。

実施施策	<p>安心して働ける職場環境づくり</p>
取組の方向性①	<p>新規採用者に対する OJT や研修実施方法をマニュアル化し、確実に実効性のある体制に整える。</p>
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用の正規職員に対しては、着任時に新任者研修を行うとともに、法人の職場内 OJT を実施する。 新規採用の準職員及び非常勤職員には、光風園版 OJT マニュアルに沿って育成、指導を行う。
取組の方向性②	<p>個別支援手順書を作成し、支援の「見える化」を図る。</p>
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 福祉見聞録による支援手順書作成について、三風園で情報共有しながらシステムの活用を進める。
取組の方向性③	<p>研修や資格取得情報の発信を増やし、個々の職員のスキルアップや取組を後押しする。</p>
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 職員のスキル向上やキャリアアップの取組を支援するため、福祉見聞

	録やデスクネットςを利用した研修情報等の情報発信を継続して行う。
実施施策	チーム力の向上と中堅職員のスキルアップ
取組の方向性①	チーム目標を定め、チームケアを学び実践する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度当初に各部署のチーム目標を定め、目標達成に向けた取組を行う。 ・ 各ユニットや部署で目標達成に向けた勉強会や意見交換の場を設ける。 ・ 各部署の取組結果について、年度末のサービス向上委員会で評価を行い、次年度の取組に繋げる。
取組の方向性②	人材育成室を活用した、施設単位での研修を実施する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的な研修の実施に繋げるため、人材育成室と連携しながら、研修内容の見直しや外部講師の利用等の検討を行う。
取組の方向性③	先進施設の視察や外部研修の参加を増やし、復命研修を定期的で開催する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進施設の情報収集や外部オンライン研修への参加を増やし、小規模で短時間の復命研修を会議やミーティングに併せて開催する。
取組の方向性④	中堅・主任職員を対象とした OJT を実施し、上位者のサポートのもと、より高度な業務への参画を進める。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ チームリーダーとしての役割や多職種との連携に関する理解を深めるため、サービス管理責任者のサポートのもと、主任級の職員が個別支援計画書原案作成に携わる。

ウ 職場風土を改善し、職員の定着率とモチベーションを高める。

実施施策	理念の浸透と実践
取組の方向性①	理念の浸透を図り、園全体が一丸となり迷いなく支援を実践できる環境を構築する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年度末に作成した理念「十人十色、あなた色の花を咲かせましょう～希望の光とやさしい風のなかで～」を浸透させるため、理念浸透研修を年 2 回開催する。
取組の方向性②	理念の浸透度や職場風土の改善について定期的な検証を行い、継続的に取組の改善を図る。また、理念浸透研修を年度ごとに計画・実施する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員への浸透度を測るため、年 2 回アンケートを実施し、結果をサービス向上委員会で検証する。 ・ 上記の検証結果を理念浸透研修の内容に反映させる。 ・ 令和 4 年度に導入した他職員の行動を称賛するグッジョブシートの取組を発展させる。
実施施策	コミュニケーションの活性化

取組の方向性①	他部署との業務交流として、研修・会議や体験交流を計画的に行い、コミュニケーションの活性化を図る。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 他部署との円滑な業務協力や交流に繋げるため、各部署の職員が年1回他部署の研修・会議へ参加する。 部署を超えた交流行事(研修やイベント)を、部署ごとに年1回実施する。 職員間の相互理解を更に深めるため、中長期の交流体験を試行する。
取組の方向性②	チーフ会議を実施し各部署の抱える課題や取組を知る機会とする。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 隔月でチーフ会議を行い、各部署の目標や取組について情報交換の場とする。併せて部署を超えての協働について検討を行う。
取組の方向性③	サービス向上委員会において、課題の解消に留まらない支援の向上に特化した提案・検討の機会を設ける。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> チーフ会議等からの意見を広く収集し、支援向上について検討を行う。

エ 業務の生産性を高め、ワークライフバランスを推進する。

実施施策	業務改善による時間外労働の削減
取組の方向性①	時間外労働の内容・頻度を可視化し、業務の見直しを行う。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 各部署において業務内容の整理を行い、業務の中に記録の時間を設けるとともに、光風園の業務マニュアルに記録の時間を明記する。 職員会議を通じて、引き続き時間外労働を極力「しない・させない」ことを周知する。
取組の方向性②	人材育成室と連携し、三風園でケース記録マニュアルや支援マニュアルを整備して効率化を図るとともに、対象業務を勤務時間内に確保できる体制を構築する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成室と連携し、三風園サービス管理責任者部会及びチーフ部会で福祉見聞録を活用した記録・支援について業務省力化の検討を行う。

実施施策	職員の心身の健康管理の推進
取組の方向性①	有給休暇の取得やメンタルヘルスの向上について、広く職員から意見・要望を募り、心身の健康により効果が得られるよう改善する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 有給休暇取得やカウンセリングの実施方法について、職員へのアンケートを行い、実現可能な意見・要望については検討の上、実施する。 整備した職員更衣室について、職員の休憩室としても活用できるよう工夫し、福利厚生の充実に努める。
取組の方向性②	管理職や上長による面談を定期的実施し、職務上の悩みなどを早期に察知して解決を図る。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 職員の心身の状態を把握するため、管理職・上長による面談を年3回

	実施する。
取組の方向性③	三風園で支援員部会を開催し、効率的な業務改善に加え、相互の悩みや不安を伝える情報交換の場とする。
行動計画	・ 支援員部会では共通の課題に対して意見交換を行い、悩みや不安を解消する。

(2) 利用者の生活を支えるサービスの質の向上

ア 先進的で魅力あるサービスを提供し、サービスの質を高める。

実施施策	自己決定支援の充実
取組の方向性①	権利擁護の意識を更に高めるため、研修や意思決定支援会議の推進を行い、「普通で快適」な暮らしを保障する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意思決定支援について、年2回の研修を実施する。 ・ 個別支援会議に併せて意思決定支援会議を行い、決定事項を個別支援計画に反映させる。 ・ 障がい専門研修は人材育成室と協力し、自己決定や障がい特性に配慮した支援を個別支援計画と連動して実践できる内容とする。
取組の方向性②	サービス向上委員会を活性化させ、委員メンバーが中心となって、テーマを決め、棟会議や朝会の場でミニ研修を実施する。
行動計画	・ サービス向上委員会でミニ研修のテーマや実施方法を決定し、ミニ研修を行う。
取組の方向性③	各生活場面、障がい種別に適正な意思決定がなされているか検証する場面（勉強会）を設ける。
行動計画	・ 職員各々が自分自身の支援を振り返る機会とするため、サービス管理責任者部会やチーフ部会で事例の検討等を行い、検討内容をミニ研修等で伝える。

実施施策	職員の専門性の向上
取組の方向性①	幅広い年齢層と障がいの多様化に対応すべく、知的障がいの特性の理解などを短時間のスポット研修等により実践していく。加えて、外部研修やオンライン研修に積極的に参加し、復命園内研修により先進の支援技術を取り入れる。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強度行動障害（児）者特別支援体制整備事業アドバイザー及び各部署チーフによるスポット研修を実施する。 ・ 障がい種別ごとの研修に参加し、部署ごとに短時間の復命研修を実施する。
取組の方向性②	活用できる ICT を積極的に導入する。
行動計画	・ 利用者の生活にあわせた支援の実施に繋げるため、眠り SCAN のデータ

	<p>分析と検証を行い、夜間の見守り等の支援体制を改善させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス向上委員会で ICT の情報収集を行い、将来的な導入機器等の検討を行う。 ・ タブレット端末機器について、インターネットを活用した支援に加え持ち運びの自由度を活かし、利用者とのコミュニケーションおける活用を進める。
取組の方向性③	障害者総合支援法や介護保険制度を理解し、長い施設生活を見据えた環境の整備や計画についての研修・勉強会を行う。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期的視点での利用者の生活環境の整備や、将来的な生活の場について理解を深めるため、福祉制度についての研修・勉強会を実施する。 ・ 三風園を初めとした法人内の他施設と連携した研修・勉強会の実施について検討する。
取組の方向性④	法人の開催する介護福祉士実務者研修への参加や福祉資格取得情報の発信を強化し、資格の取得率を向上させる。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の開催する資格研修へ積極的に職員を派遣する。 ・ 福祉資格に関する情報を福祉見聞録やデスクネットで発信するほか、資格の取得要件を満たす職員に対する働きかけを行う。

イ 安全安心で快適な暮らしを保障し、利用者の満足度を高める。

実施施策	グループホーム及び施設入所の居住環境改善
取組の方向性①	グループホームの建設計画を進め、中長期的な利用者ニーズに応えられる体制に整える。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新グループホームにおける支援体制等について詳細な検討を行い、開所に向け万全の体制を整える。
取組の方向性②	令和5年度中の建替を目指し、新グループホーム検討委員会により、職員に建設の趣旨・方向性を示しながら、全職員で詳細な内容を決定する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度中の建替が決定したため、適正な職員配置や備品整備を実施し、滞りなく移行させる。
取組の方向性③	施設内居室の個室化については、将来的な定員も視野に入れ具体的な増改築等の必要性を検討する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所施設の住環境の向上は大きな課題であり、利用者の個室へのニーズも年々高まっている。二人部屋への新規入所者候補は見当たらず、完全個室化に向けた具体的な検討を事務局と協議しながら進める。
実施施策	食事・行事等の満足度の向上
取組の方向性①	満足度向上の取組を更に進めるため、より細分化した単位で個々のニーズに合わせた食事・行事の提供を行う。

行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事や行事については、満足度だけでなく、感染症予防の観点からも細分化や取組方法の再検討が必要であるため、保健給食部会やサービス向上委員会で支援内容の検討を行う。 ・ 保健給食部会で利用者の年齢層ごとに食事内容の見直しを検討する。
取組の方向性②	ガイドボランティアの運用方法を再検討し、外出の内容により職員が付き添う機会を増やす。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドボランティアは廃止し、必要な外出支援については職員が対応しているが、今後外出ニーズの増加が予想されるため、移動支援事業の活用や家族の協力による外出について検討する。

ウ 施設機能を積極的に開放し、地域とのつながりを強化する。

実 施 策	緊急短期利用の受け入れ態勢構築
取組の方向性①	出雲市地域生活支援拠点整備事業と連携し、地域福祉に貢献する。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・ ささえ愛サポート（出雲市地域生活支援拠点等整備事業）と連携し、緊急短期利用前の利用者情報の共有や利用者との顔合わせ、体験の機会の提供などを行い、緊急短期利用を進める。 ・ 相談支援において緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、連絡体制を確保しておき、障がい特性に起因する緊急事態等が生じた場合には必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う。
取組の方向性②	緊急短期入所の受入体制を強化する。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急短期事前登録情報を各部署で共有し、入所調整委員会を中心に、受入の事前準備や対応の検討を行う。 ・ 受入基準について単に線引きではなく、「どのように対応（準備）すれば受入が可能か」との立場で検討し、決定する。 ・ 夜間支援の支援技術向上に繋げるため、研修や会議の開催方法について検討・試行する。

実 施 策	通所部の体制見直しと機能強化
取組の方向性①	現在の通所3グループを一体的に支援できる職員体制に整えることで効率性を上げ、余力をもって個別の利用者ニーズに対応する。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送迎や基本的支援等の統一方法について、将来的な支援体制を想定した検討・試行を行う。
取組の方向性②	作業・休憩スペースについては、物理的な限界を迎えているため、入所の生活介護の活動室を対象ユニットの近くに増築・整備を早急に進める。
行 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・ はまなす棟周辺に仮設の活動室を建設して一時的に対応しているが、会議室奥の土地を活用した新築の是非について検討を継続する。

取組の方向性③	担当の枠を超え、職員の交流を活性化する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 通所3グループの一体化に伴い、基本的支援方法を共有するため、各部署の職員が相互に体験・交流を継続する。 通所部とグループホームの相互協力を推進するため、グループホームも交えてミーティングや会議を開催する。
取組の方向性④	各グループの特性に応じた支援ノウハウを得るため、必要な研修に参加し、フィードバックを通じて、職員全体の資質の向上を図る。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 部署ごとに必要な外部研修へ参加し、復命研修を行う。

(3) 安定的で持続的な経営基盤の確立

ア 収入の安定確保と経費増大の抑制で、安定性の高い財務体質を維持する。

実施施策	利用率の維持向上
取組の方向性①	半期ごとの経営分析を実施し、利用率の変動や収支上の課題等を分析し、その対策を講じる。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の健康を維持し、入院日数を減らすためには、多職種での連携が必要となることから、看護師や管理栄養士が各部署支援会議に参加する。 早期退院に向け、入院期間中は医療機関と綿密な情報交換を行う。 介護保険サービスの対象者には速やかな移行の支援を行う。
取組の方向性②	入所利用待機者名簿の登録順に定期的な施設入所意向調査を行い、退所が生じた場合は速やかな入所につなげる。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に待機者に施設入所意向調査を行う。 相談支援専門員との連携を密にし、地域ニーズを把握する。 完全個室化に向けた具体的な検討を事務局と協議しながら進める。
取組の方向性③	実施施策「通所部の体制見直しと機能強化」を通じてサービス向上に繋げ、通所利用者に選ばれる生活介護サービスを提供する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 地域ニーズに応えるため、通所生活介護の定員変更について検討する。 利用者にとって利用日の選択肢を増やすため、通所生活介護において可能な範囲内で土曜日及び祝日に営業をする。
取組の方向性④	短期入所について、定期利用者に加え新規の利用者を積極的に確保する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援事業所への働きかけや短期入所の情報発信については、継続して行う。 地域生活支援拠点等施設として、緊急短期入所の受入体制を整え、利用者の受入を可能な限り行う。
取組の方向性⑤	グループホームについては圏域のニーズを把握し、計画的な受入を行う。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 新グループホーム開所に向けて新規入居者の確保が必要となるため、関係機関と情報共有しながら、計画的な受入を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度・高齢の障がい者への支援方法に関する知識を深め、支援の質を向上させるために、施設内研修を実施する。
--	---

実施施策	経費の抑制
取組の方向性①	計画的な必要物品の更新となるよう予算配分ルールを定めることで通常時から経費の抑制に努め、突発的な支出が起こっても急激な収支の悪化が生じないような予算編成を行う。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部署の消耗品等については、更新や新規購入の必要性を精査し、各部署の予算に一定の上限を設ける。 ・ 備品等について、各部署で必要以上に備蓄しないよう働きかけを継続するとともに、より効果的な管理方法について検討を行う。
取組の方向性②	建築基準法に基づく定期検査や自己点検において報告された劣化及び欠陥について、大規模修繕計画と照合しながら計画的に修繕を実施する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検で「経過観察を要する。」と指摘があった部分を中心に、修繕の必要性を検討し、その中で優先順位をつける。 ・ 設備において、1か所の欠陥が見られた場合には、同時期設置の設備においても同様の状況が予測されるため、早期に業者による点検を実施する。

イ 中長期的な視点をもって、持続性の高い経営を行う。

実施施策	施設の大規模修繕（維持管理）
取組の方向性①	令和4年度に計画している個別空調化工事が喫緊の課題であり、改めて実施の規模、方法、仕様等を最適なものとするよう事前の調査を行う。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新した空調設備の適切な保守管理体制を構築する。
取組の方向性②	大規模修繕計画の法定点検及び自主点検結果に基づき劣化状況を把握する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主点検を定期的に行い、建物の劣化状況を把握するとともに、必要に応じて専門業者に点検・修繕を依頼する。 ・ 設備・備品の耐用年数や部品の供給状況、費用等を勘案し、適正な更新・修繕を行う。 ・ 照明器具のLED化について更新計画を事務局へ提案する。

実施施策	BCMに基づく計画的な教育・訓練
取組の方向性①	BCMの教育・訓練を計画どおり行い、挙げられる課題を整理し、実効性のあるBCPに見直しを行う。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ BCMに基づく教育・訓練を年2回実施する。 ・ 教育・訓練の結果を検証し、BCPの見直しを行う。

取組の方向性②	必要物品について計画的な整備ができるよう更新計画を作成し、各年度の予算編成のベースとする。
行動計画	・ 非常災害対策に必要な物品のサンプルやデモ機を積極的に活用し、効果的に備品整備を行う。

ウ 組織内の連携を強化し、強固な組織体制と経営基盤を確立する。

実施施策	施設間の連携強化
取組の方向性①	特に経営に直結する報酬請求業務や予算編成事務をテーマに「総務担当者障がい部会」を開催する。
行動計画	・ 引き続き総務担当者障がい部会での同職種間の意見交換を通じ、個々のスキルアップに繋げながら、施設間の連携を深める。
取組の方向性②	支援の在り方について三風園で「サービス管理責任者部会」、「支援員部会」を開催する。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 互いの施設での支援の在り方を学び、自施設への取組に繋げ、サービスの質の向上を図るために、各部会を年2回程度開催する。 ・ サービス管理責任者部会で人材育成室の協力を得ながら個別支援計画作成上の課題や捉え方、目標設定等について情報交換し、計画・支援内容の向上を図る。

実施施策	委員会・部会（以下、委員会等という。）組織の見直し
取組の方向性①	委員会等ごとに年間目標を設定し、取組を明確化する。
行動計画	・ 委員会等の課題を確実に解決に繋げ、また年度当初から早期に取組を開始できるよう、前年度から引き継いだ課題に対する目標を設定する。
取組の方向性②	年度末には総括を行い、次年度の委員・部会員の交代時に円滑な引継ぎが実施できる体制をつくる。
行動計画	・ 年度末に取組結果を総括して、次年度に引継ぐべき課題を行動計画として福祉見聞録の議事録に明記し、周知する。
取組の方向性③	管理職の出席を要しない委員会等に係長級を配置することで、その進捗状況を管理監督し、運営の主役は主任級の職員が担う体制により内部統制力の強化を図る。
行動計画	・ 委員会の適正な運営と主任級の職員の育成のため、係長級職員が適宜主任級の職員に対して助言・指導を行う。

3 目標利用率

事業名	令和3年度実績	令和4年度見込	令和5年度目標
施設入所支援	96.5%	95.7%	97.5%
生活介護	98.0%	96.6%	98.5%
(単位1)	97.0%	96.3%	97.5%
(単位2)	100.4%	97.5%	101.0%
短期入所	77.9%	68.2%	60.0%
共同生活援助	95.7%	93.9%	96.0%
相談支援(計画作成件数)	10.6件/月	10件/月	11件/月
相談支援(モニタリング件数)	22.2件/月	21件/月	22件/月

4 固定資産物品購入計画

(単位：千円)

項目	数量	執行見込額(税込)
公用車(更新)	1	
公用車(更新)	1	
スチームコンベクションオーブン(更新)	1	
LPG供給機器(更新)	1	
厨房食洗機用換気扇(更新)	1	
車いす用体重計(更新)	1	
カラーレーザープリンター(更新)	2	
デスクトップパソコン(更新)	5	
ノート型パソコン(更新)	5	
ノート型パソコン(新規)	1	
食器棚(新グループホーム初度調度品)	2	
冷蔵庫(新グループホーム初度調度品)	2	
洗濯乾燥機(新グループホーム初度調度品)	4	
空気清浄機(新グループホーム初度調度品)	2	
カラーレーザープリンター(新グループホーム初度調度品)	1	

5 修繕計画(大規模修繕を除く。)

(単位：千円)

項目	執行見込額(税込)
居住棟無線LAN設置工事(ICT導入モデル事業)	
はつらつ棟男子洗面所床下点検口取替工事	
LPG庫上部配管修繕工事	

6 大規模修繕計画

(単位：千円)

項目	執行見込額（税込）
グループホーム新築工事	